

女性活躍推進法、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

社会福祉法人福祉の里では、女性が安心して働ける環境を整備するなど、これまでさまざまな取り組みを進めてきました。今後はすべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1.計画期間 令和3年4月1日～令和8年3月31日までの5年間

2.内容

目標 1：「若年者」「母子家庭の母」「障害者」等の安定した就労を支援する。

＜対策＞ 令和3年4月～

- 若年者が将来に希望がもてるような給与規程の整備や、研修制度等の充実を図り、職員に周知する
- インターンシップやトライアル雇用、施設見学、体験学習などを随時受け入れる

目標 2：子の看護休暇や介護休暇を1時間単位で取得できるようにする。

＜対策＞ 令和3年4月～

- 職員のニーズを調査する
- 具体的な運用方法を検討し就業規則を整備する

目標 3：年次有給休暇の積立制度を導入する。

＜対策＞ 令和3年4月～

- 導入する積立制度に関する具体的な内容を検討する
- 積立制度に関する規程の整備および職員への周知

目標 4：出産や子育てを理由に退職した職員の再雇用制度を導入する。

＜対策＞ 令和3年4月～

- 退職した職員を再雇用するにあたり、具体的な内容を検討する
- 再雇用制度に関する規程の整備および職員への周知